社会福祉法人千寿福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千寿福祉会(以下、「法人」という。)の定款第9条並びに第24条 の規定に基づき、役員等の報酬及び費用並びに退職慰労金に関する事項について定める。

(定義等)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週3日以上勤務する者又は以下の方法等により、常に業務執行を行っていると、評議員会が認めた者をいう。
 - 一、常時、法人拠点(連携法人を含む)に在勤していること。
 - 二、常時、役職員との面談・会議等が可能であること。
 - 三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること。
 - (3) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
 - (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費(通勤費を含む)、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

- 第3条 常勤役員に支給する報酬月額は、別表1の金額の範囲で、評議員会で議決された額とする。
- 2 非常勤役員等に支給する報酬は、別表2で定める額とする。
- 3 役員の退職慰労金は、別表3を基準に支給する。詳細は別に定める。

(期末手当)

- 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日及び支給日前1か月以内にそれぞれ在勤する常勤役員に 支給し、非常勤役員等には支給しない。
- 2 期末手当の支給日は、法人の職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 期末手当の額は、常勤役員が受けるべき報酬月額に、職員給与規程で定める一般職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合に準ずる割合を乗じて得た額とする。

ただし、支給割合は、本法人の経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が減率を決裁することができるものとする。

(報酬の支払い方法等)

- 第5条 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

(報酬の日割り計算等)

- 第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。
- 2 常勤役員が離職した時は、その日まで月額報酬を支払う。
- 3 常勤役員が死亡した時は、その月まで月額報酬を支払う。
- 4 第1項で支給する場合であって、月の初日から支給しない場合またはその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(その他 費用)

- 第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払う ものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 費用のうち旅費(宿泊費を含む)については職員賃金規定を準用するものとする。

(公 表)

- 第8条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。
- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議 決を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

- (1) この規程は、平成27年 5月21日から適用する。
- (2) この規程は、平成28年 4月 1日から適用する。
- (3) この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。
- (4)この規程は、平成29年10月 1日から適用する。

別表 1 常勤役員の月額報酬

	理事長	常務・専務理事	理事	監事
月額報酬	650.000 円以内	500.000 円以内	350.000 円以内	300.000 円以内

別表2 非常勤役員等の報酬、費用

報酬

	報 酬
理事	11. 137 円
監 事	11. 137 円
評議員等	11. 137 円

※1回の出務に対する額 (出 張、研修、監査等を含む)

費用

宿泊費	交通費
実費	実費

※ 職員賃金規程を準用

別表3 役員等退職慰労金

常勤役員 報酬月額×在任年数 非常勤役員等 10.000 円×在任年数

社会福祉法人千寿福祉会 役員等退職慰労金支給内規

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人千寿福祉会(以下、「法人」という。)の役員等の退職慰労金に関する事項について定める。

(定義等)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週3日以上勤務する者又は以下の方法 等により、常に業務執行を行っていると、評議員会が認めた者をいう。常勤役員以外の役員を 非常勤役員という。
 - 一、常時、法人拠点(連携法人を含む)に在勤していること。
 - 二、常時、役職員との面談・会話等が可能であること。
 - 三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること。

(退職慰労金)

第3条 役員が退任した場合には、第4条に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の計算方法)

第4条

- 1 常勤役員には、退任時の報酬月額×在任年数×功績倍率により得られた額を支給する。
- 2 1. 以外の役員等には、在任年数×10.000円により得られた額を支給する。
- 3 功績倍率は別表に定める率を基準とする。
- 4 退職慰労金の上限は5,00万円とする。
- 5 退職慰労金の支給にあたっては、支給額、功績倍率、支給の可否も含めて理事会で議決し、その後最初に開催される評議員会に報告する。

(在任年数の計算)

- 第5条 退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日 の属する月までの年数とする。
- 2 常勤役員の在任期間に職員退職金規程に基づく退職金加入期間がある場合、その期間は在任年数から除くものとする。

3 在任期間に1年未満の端数がある場合には、その月数は四捨五入する。

(減額又は支給停止)

- 第6条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。
- 2 解任された役員には、これを支給しない。
- 3 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給停止することができる。
- 4 第1項から第3項の規定は、いずれも理事会の議決により決定し、決定後最初に開催される評議員会に報告する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の承認を得て理事長が別に定める。

(附 則)

- (1) この規程は、平成29年 4月 1日から適用する。
- (2) この規程は、平成29年10月 1日から適用する。

別表 功績倍率

役職	常勤	
理事長	1. 5	
専務理事	1. 2	
理事・監事		